

アイヌ政策推進交付金事業「アイヌ文化観光プロモーション事業」業務委託仕様書

1. 業務名

アイヌ政策推進交付金事業「アイヌ文化観光プロモーション事業」

2. 業務期間

契約締結の日から令和8年3月10日（火）まで

3. 業務の目的

平取町は二風谷地区を中心にアイヌの伝統文化が脈々と継承され、今日もアイヌ文化が息づく地域として希少な文化価値を有している。平取町のアイヌ文化の魅力を広く知ってもらうため、「アイヌ文化観光」を国内外に発信し、交流人口・関係人口の拡大を目指すためのプロモーション事業を展開する。

4. 業務の内容

平取町の指示または協議により、アイヌ政策推進交付金事業「アイヌ文化観光プロモーション事業」に係る各種施策事業の実施。

（1）実施業務・実施計画の立案

①WEBサイト「平取町へ。アイヌ文化へ。」のコンテンツ追加、整理及び多言語化

- ・アイヌ関連施設等の掲載情報の更新
- ・アクセス情報、宿泊情報、イベント情報等のコンテンツ追加
- ・コンテンツ追加情報の多言語化

②首都圏における平取町のアイヌ文化の発信

- ・まるまる東日本（東日本連携センター）におけるアイヌ工芸品等のアイヌ文化の発信及び地場産品等のプロモーション

③上記以外で、効果的なプロモーションを実施するに当たり必要となる事業の提案

④事業効果の検証

（2）業務報告書の作成

5. その他

- （1）業務の実施過程において町と連絡を密にし、必要と認める事業を検討するとともに、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適切に実施し、緊密な連携を心がけること。
- （2）本仕様書に記載のない事項、疑義については、町と協議の上、実施すること。
- （3）成果品及び関連資料の著作権は、町に帰属するものとする。また、当該画像等は町において、本業務以外に二次使用することがある。
- （4）事業の実施にあたり、関係法令及び規制等を遵守するとともに、必要な許認可を取得すること。

6. 成果品の納品形態

上記業務における各調査、検討結果を調査結果等に報告書としてまとめ、電子データ（Microsoft Word、Excel 若しくは PowerPoint 形式及び PDF 形式で CD-R 等の電子記録媒体に保存）と印刷物 3 部を提出すること。

7. 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに町に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他の処置をとるものとする。